

車両運行委託業務 仕様書

1 総則

受託者（以下「乙」という。）は公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「甲」という。）に対し、車両運行委託業務（以下「業務」という。）を行う。

2 運行車両

乙は、以下の仕様に基づき、車両を用意し業務を行う。

項目	内容
車種及び数量	トヨタ アルファードハイブリッド 又は 同等品 1台
性能等	(1) 使用燃料 レギュラーガソリン (2) 排気量 2,493cc (3) 形状 ステーションワゴン (4) 車体の色 ブラック (5) 年式 2018年以降の年式車両
内装色、シート表皮	(1) 内装色：標準設定の色 (2) シート表皮：標準設定の表皮
装備等	(1) ナビゲーション 1式 (2) ETC車載器 1式（セットアップ含む。） (3) ドライブレコーダー 1式 (4) その他 メーカーの標準装備とする
その他	(1) 車両は関係法令に適合し、かつ地方運輸局の行う検査に合格すること。 (2) 車両は禁煙車に限ること。

3 業務日及び業務時間

業務日及び業務時間については、以下のとおりとする。

基本業務日	月曜日から金曜日 ただし、以下の日は除く ① 法律に定める国民の休日 ② 年末年始 2024年12月29日～2025年1月3日
基本業務時間	8時00分～18時00分（休憩1時間を含む）
基本業務日外及び基本業務時間外業務時間	450時間（概算）以内

基本業務日外及び基本業務時間外の業務は時間外業務委託料として、基本委託料とは別に実績に応じて支払うものとする。また、算出基準は分単位とし、1箇月間の時間外業務時間を合計する。

(業務の内容)

4 業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 運行車両の用意（整備、洗車及び修繕等の一斉を含む。）
- (2) 自動車の運転及びこれに付帯する事項
- (3) 燃料等の給油（購入費用等も含む。）
- (4) 事故の際の処理及び補償に関する事項
- (5) その他前各号に付帯する事項

(運行範囲)

5 原則として日帰り可能な範囲とする。

(自動車の保管・運行)

6 自動車の運行については、以下のとおりとする。

- (1) 乙は、自動車運転者を定め、届け出ること。習熟度の低下や機密保持の観点から、自動車運転者は特定の者を配置すること。ただし、やむを得ない事情により自動車運転者が業務不能となった場合は、同等の能力を持つ者により業務を行うこと。また、甲へ届け出た自動車運転者であっても、6(5)に定める要件に反する場合や、心身故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合など、本業務の円滑・適切な業務の履行に不適合であると甲が判断した場合、乙は甲と協議のうえ、速やかに他の者に変更すること。
- (2) 自動車運転者は、3の業務日及び業務時間のうち運行にかかる時間以外の時間及び甲が必要と認めた時間外の時間は、急な運行に備え、甲が指定する場所に待機すること。
- (3) 本業務に必要な待機場所及び資材置場は甲の承諾を受けた場所を甲が指定し、乙に無償で提供する。
- (4) 本業務及び待機場所の使用により必要となる施設の電気、水道等はあらかじめ甲の承諾を受けた用途に限り使用することができる。
- (5) 自動車運転者は、安全かつ丁寧な運転を行うことができる技術、身体的条件を備え、教養・マナーについての教育、研修を受け、過去に同種業務の経験を有するものとし、以下の事項に従うこと。
 - ① 自動車運転者は、以下のア・イのいずれにも該当しないこと
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ② 自動車運転者は、年齢が65歳未満（2024年1月1日現在）であること。
 - ③ 自動車運転者は、普通自動車運転免許取得者であること。
 - ④ 自動車運転者は、愛知県内とその周辺地理を熟知し、過去3年間に軽微な違反（道路交通法施行例別表第二の一の表に定める点数が3点以下の一般違反行為）1回を除く違反等がないこと。
 - ⑤ 自動車運転者は、ハイヤー車の運転歴が3年以上であること。

- ⑥ 自動車運転者は、少なくとも6か月以上乙の社員であり、社会保険に加入させていること。乙は、甲に対し、契約締結後速やかにそれを証明できる書面の写しを提出すること。6(1)により自動車運転者を交代した場合も同様とする。
- ⑦ 車両の運行等に支障がない健康状態であること
- ⑧ 交通法規順守の上、安全に配慮し、正確で丁寧な運転を行うこと
- ⑨ 細部の行き届いた気配りを行い、礼儀正しくふるまうこと
- ⑩ 身なりを正し、他人に不快感を与えない服装（スーツ、ネクタイ着用等）とすること
- ⑪ 業務の遂行上及びこれに関連して知りえた秘密を他にもらしてはならず、退職後も同様とすること。
- ⑫ 甲と協調し業務を遂行できること

- (6) 自動車運転者は、甲の指示、指揮命令に基づき、善良な運転者の注意をもって運行自動車の保管・運行を行い、業務以外の目的に使用してはならない。
- (7) 自動車運転者は甲の指導の下、運行前日に発着時刻や経路を確認し、運行当日はカーナビゲーションシステムに目的地を入力して運行すること。上述以外に効果的・効率的な方法があれば、甲乙協議の上、決定することができるものとする。
- (8) 自動車運転者は、運行自動車の運行前に、別表に記載された点検を行い、不備がないか確認すること。
- (9) 自動車運転者は、運行自動車が故障し、修理に長時間を要するとき、又は救援を必要とするときは、速やかにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。
- (10) 自動車運転者は、運行の途中で一時駐車するときは、運行自動車から離れてはならない。ただし、やむを得ない理由で運行自動車から離れる場合には、盗難及び損傷の防止のための措置を講じなければならない。
- (11) 自動車運転者は、運行自動車の亡失又は事故による損傷を生じた場合等には、直ちに最寄りの警察署又は派出所に届けるほか、臨機の処置をとり、速やかにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。
- (12) 前項の場合において、代替車の必要が生じた場合は、甲と協議の上、直ちに運行自動車と同等の代替車を手配すること。
- (13) 代替車手配に係る費用並びに代替車燃料費当の費用一切は乙が負担するものとする。
- (14) 自動車運転者は、運行時間の終了後直ちに甲が指定した車庫に運行自動車を格納保管し、自動車運転日報（様式1）を毎回作成し、甲に提出し、検査を受けること。

（運行自動車の変更等）

- 7 運行自動車を変更する場合は、甲乙協議の上、書面により変更できるものとする。この場合、契約金額を変更するときは、甲乙協議の上、書面により変更するものとする。

（自動車保険の加入）

- 8 乙は、運行自動車について次に定める自動車任意保険に加入し、その費用を負担すること。保険を締結したときは、その証書の写し等を遅滞なく甲に提出するものとする。ただし、事故後にはその保険内容に関わらず、その一切を補償すること。

担保種類	単位	保険金額
車両	1台	当該車両の標準価格による額
対人賠償	1名1事故	無制限
対物賠償	1事故	無制限
搭乗者傷害	1名1事故	1,000万円

(有料道路等の費用)

9 業務の実施にあたり、有料道路、有料駐車場等の費用は、乙が立替えた後、甲に請求するものとする。

(秘密情報の取扱)

10 乙は、業務の遂行上及びこれに関連して知り得た甲の秘密情報及び甲から提供を受けた個人情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩してはならない。本業務を終了した後も同様とする。

11 乙は、秘密情報を厳重に運行し、保持する義務を負う。

12 乙は、業務の実施にあたり、秘密情報を取り扱う自動車運転者に対し、必要な教育を実施し、甲の職員と同様の守秘義務を負わせなければならない。

13 乙は、秘密情報について、複写又は複製をしてはならない。

14 乙は、秘密情報について、業務実施の目的以外に利用してはならない。

15 乙は、秘密情報の紛失、破産、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合、直ちに甲に報告するとともに、苦情対応等、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を乙の責任と費用負担において講じるものとする。また、乙の責に帰すべき事由により、秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生し、第三社から請求を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合、乙は、甲の指示に基づき乙の責任と費用負担においてこれらに対処するものとする。この場合において、甲が直接又は間接の損害を被ったときは、乙は甲に対して当該損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合はこれらの限りではない。

(妨害又は不当請求に対する届出義務)

16 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、甲へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

17 乙が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(その他)

18 乙は、甲に対し、自動車運転者の業務経歴書、過去3年分の運転記録証明書及び自動車運転免許証の写しを提出するものとする。6(1)により自動車運転者を交替した場合も同様とする。

19 乙は、法令に定めるところにより健康診断を受診させる等、自動車運転者の健康状態について常時把握すること。

20 乙は、業務に関連する不適切な事態（道順・目的地を誤る等）が生じた場合は、速やかに書面により甲へ報告すること。

21 東大手庁舎の敷地内及び周辺道路は全面禁煙につき、自動車運転者もこれを遵守すること。

22 業務の実施にあたっては、受託者名および氏名を記載した名札を着用するなど、乙の従事者であることが容易に判別できるようにすること。